

大地震は  
必ず来ます！

「その時」あなたの

大切なものを守るのは

「大地震」への備えです。



埼玉県のマスコット「コバトン」

〈地震に対する備えの重要性を語る被災者の声〉

神戸は地震の少ない所だと信じさせられていたので、洪水などには注意しても、地震に対してはあまり関心がなかった。家を建てた時（S53年）も大工さんが「地震に強いように筋かいを入れておきましょう」と言われた時もそんなに必要かしらと思った位だった。タンスが三つに折れて転んだり、ガラス戸棚がメチャメチャに壊れてガラスが突き刺さるように布団や畳に落ちたりと、もっと普段から備えておくべきだったと思った。

資料：「震災とインフラ施設に関する体験・意見の募集アンケート」（近畿地方整備局、H12年度）

# 大地震が起きたその時、大切なものを守るために

いま、お住まいの住宅は、いつ頃建てられた住宅でしょうか？もし、昭和 56 年以前(※)に建てられた木造の住宅なら、阪神淡路大震災や東日本大震災のような大規模地震が起きた場合は倒壊の恐れがあります。また、住宅が倒壊しなかったとしても家具が転倒すれば重大な事故をまねく恐れがあります。

大地震が起きたその時、大切なものを守るために、今できる大地震への備えを行ってください。

※阪神淡路大震災では、耐震基準の改正された昭和 56 年以後の木造住宅はほとんど倒壊しませんでした。

## 震災への備え

### 昭和 56 年以前の住宅

#### 家全体を守る

##### 1 耐震改修

大規模地震でも倒壊しないレベルに耐震性能を高めた家全体が生命を守ります。

###### 耐震診断

壁の配置や建物の劣化状況を建築士などが現地で調査し、耐震性能を判定する有料の調査です。

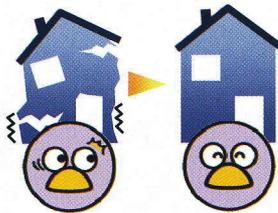
###### 耐震改修工事

診断結果に基づき、屋根を軽量化したり壁を補強する工事です。

##### 簡易耐震診断（無料）

耐震性について、概略だけでも知りたい方、相談をしたい方へ

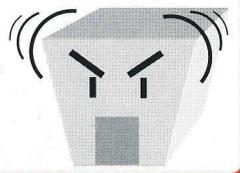
お住まいの市町村や県の建築安全センターに図面や写真をお持ちいただくと、簡易な耐震診断が無料で受けられます（正確な判定には現地調査を伴う専門家による診断が必要です）。



#### 寝室を守る

##### 2 耐震シェルター

頑丈なシェルターやベッドを入れた寝室が生命を守ります。



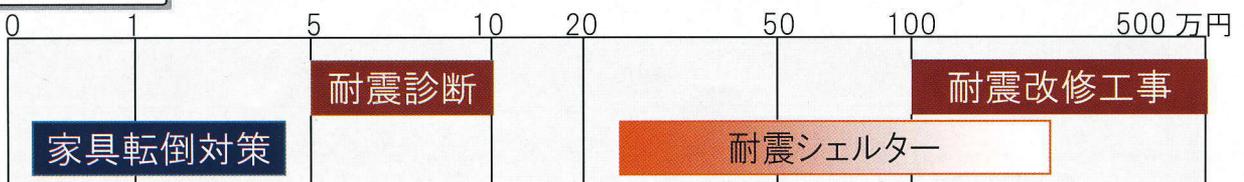
#### 家具の転倒から守る

##### 3 家具の転倒対策

家具やテレビを金具等で固定したり、つっぱり棒を使い家具の転倒から生命を守ります。



### 費用の目安



### 全ての年代の住宅

## 耐震化への支援

### かしこく災害に備える

##### 4 補助制度・税制優遇

耐震改修などには、補助や税制優遇が受けられる場合があります。詳しくはお住まいの市町村または税務署へお問い合わせください。



# 1 耐震改修

## Step1 耐震診断

### ■ 建築士の選定

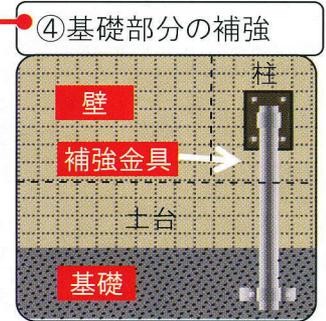
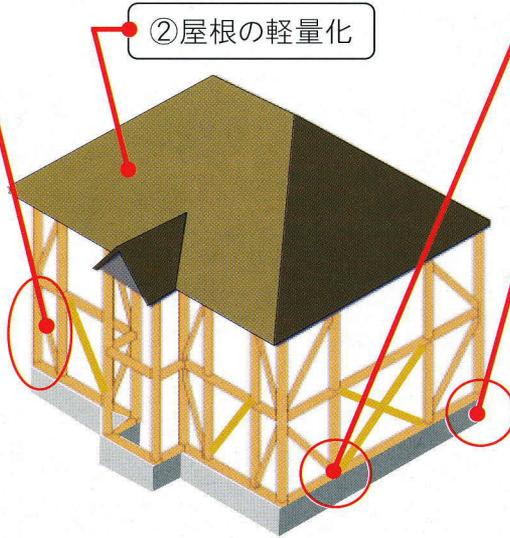
- ・信頼できる建築士を選ぶため、複数の設計事務所から見積もりを取りましょう。

### ■ 補助制度の確認と申込み

- ・県内の多くの市町村では耐震診断への補助を実施しています。



## Step2 耐震改修工事(工事期間:1~2週間)



※住宅の規模や診断結果により改修工事の実施内容は異なります。

# 2 耐震シェルター

耐震シェルターは、大地震により住宅が倒壊しても一定の空間を確保して生命を守ることができる装置のことです。主に寝室に設置し寝ている間の大地震に備えます。

### 「部屋を囲う」タイプ

部屋の中にパネルや鉄骨のフレームを設置して強固な空間を作ります。主に寝室に設置し、昼間の地震発生時は、一時避難所として利用できます。



### 「ベッド」タイプ

ベッドタイプは鉄骨などの強固なフレームをベッドの上部に設置します。部屋を囲うタイプに比べ設置期間が短くて済みます。



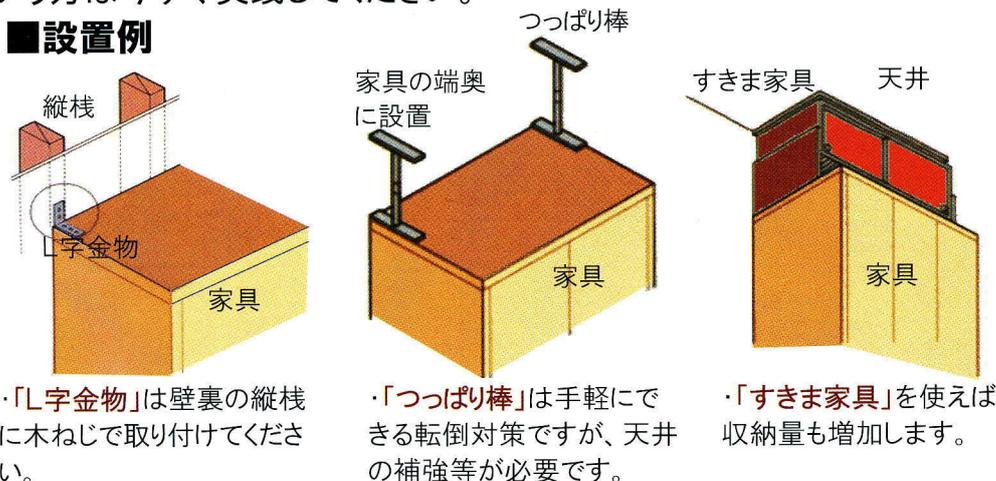
■ 設置期間:2日~2週間

■ 補助実施市町村:さいたま市、越谷市、草加市及び和光市(平成23年8月現在)

### 3 家具の転倒対策

「わが家は地震でもつぶれないから大丈夫」そんなあなたの家も家具の転倒対策は万全でしょうか？家具の転倒を甘く見てはいけません。阪神淡路大震災では600人以上の方が家具の転倒が原因で命を落としています。家具やテレビの転倒対策は、比較的安価で手軽にできる地震対策です。「まだ」という方は今すぐ実践してください。

#### ■設置例

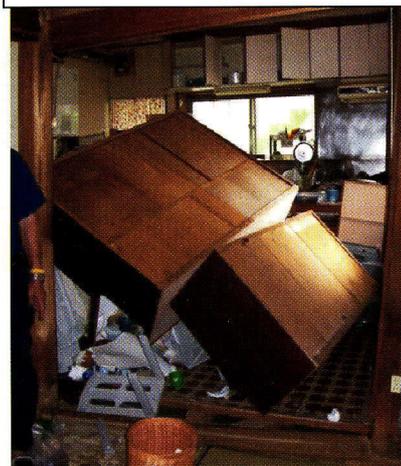


・「L字金物」は壁裏の縦棧に木ねじで取り付けてください。

・「つっぱり棒」は手軽にできる転倒対策ですが、天井の補強等が必要です。

・「すきま家具」を使えば収納量も増加します。

家具の転倒対策未実施の例



■参考 消防庁HP

(<http://www.fdma.go.jp/html/life/kagu1.html>)

### 4 補助制度・税制優遇

#### ■補助制度

県内の多くの市町村では耐震診断や耐震改修に対し費用の一部を補助しています。

- 対象住宅 : 昭和56年5月31日以前に着工した木造2階建以下の戸建て住宅
- 補助額 : 【耐震診断】費用の5割程度かつ補助限度額は2~10万円程度  
【耐震改修工事】費用の1~2割程度かつ補助限度額は5万円~60万円程度
- 問合せ先 : お住まいの市町村の耐震関係課

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/shinsai/taishinhojyo.html#hojyoseido>)

#### ■税制優遇

耐震改修工事を実施した場合には、所得税額の控除や固定資産税の減額措置があります。

	所得税の控除	固定資産税の減額(120㎡相当分まで)
改修時期	~平成25年12月31日	平成22~27年
控除期間	1年(工事を実施した年分のみ適用)	平成22~24年:2年間 平成25~27年:1年間
控除率	10%(控除限度額20万円)	1/2
問合せ先	お住まいの地域の税務署	お住まいの市町村の税務担当課

#### ■お問い合わせ先

- ①耐震改修 : 各市町村耐震担当課
- ②耐震シェルター : 補助実施市・埼玉県建築安全課
- ③家具の転倒対策 : 埼玉県危機管理課
- ④補助制度 : 各市町村耐震担当課
- 税制優遇(所得税) : 税務署
- 税制優遇(固定資産税) : 各市町村税務担当課

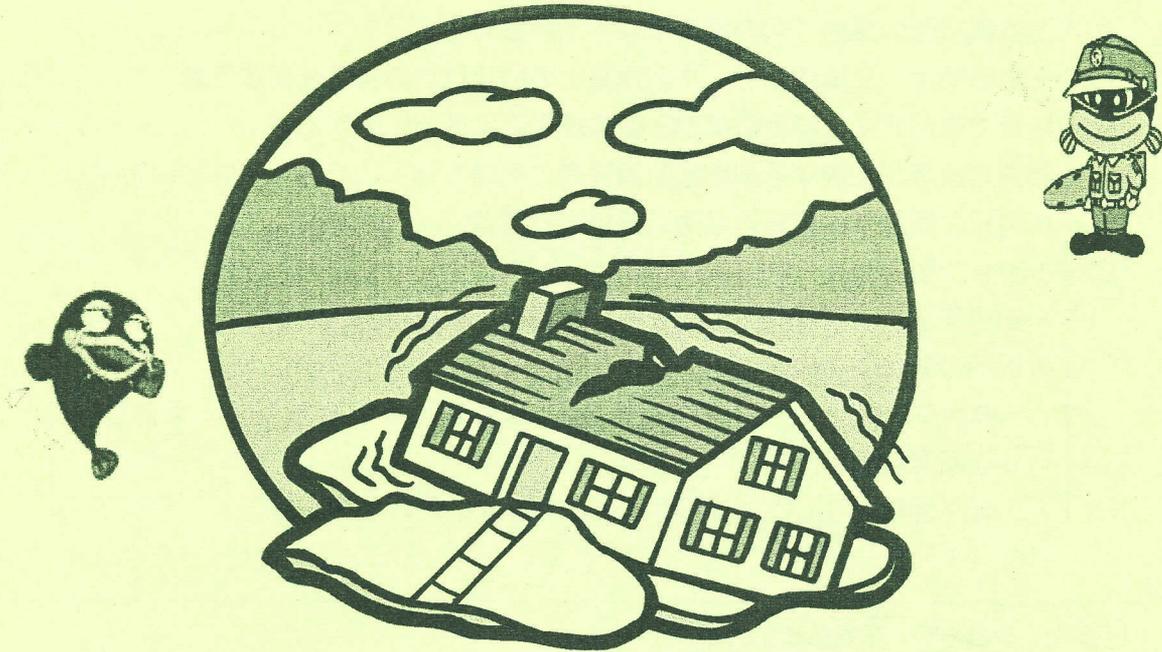
■作成者 埼玉県建築安全課(☎048-830-5527)

■協力 一般財団法人さいたま住宅検査センター

草加市の地震対策 既存住宅の耐震診断補助

# 耐震診断費用の一部を補助します！

あなたの家は大丈夫ですか？

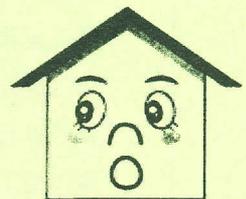


## 補助対象建築物

- ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手した建築物
- ②木造住宅（木造在来工法2階建て以下の一戸建ての住宅、併用住宅または長屋）  
または、マンション（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第2条第1号に規定するマンション）
- ③都市計画法及び耐震基準以外の建築基準法に違反していない建築物

## 補助対象者

- ①木造住宅の場合  
補助対象建築物を草加市内に所有し、1年以上自ら居住している方（個人に限る）  
補助対象建築物の所有者が複数いる場合は、申請者以外の所有者の同意を得ている方
- ②マンションの場合  
管理組合等または管理組合等において区分所有者を代表する者として選出された方



## 補助対象となる耐震診断

### ①木造住宅耐震診断

②マンション耐震診断（診断が適正に行われたことを確認するために、公的機関等の判定を受ける必要があります。）

### ③マンション簡易診断

※耐震診断、簡易診断の方法は、「草加市既存住宅耐震診断補助金交付要綱」で定められています。また、耐震診断を行う「耐震診断士」には、次の資格が必要です。

#### ①木造耐震診断の場合（次の資格がすべて必要です）

- ・一級建築士、二級建築士、木造建築士のいずれかの資格を有する者
- ・建築士事務所（建築士法第23条の規定による）に属する者
- ・都道府県等が実施する耐震診断講習会の受講を修了した者、又は都道府県や市町村の耐震診断資格者名簿に登録された者

#### ②マンション耐震診断・簡易診断の場合

- ・一級建築士、二級建築士のいずれかの資格を有する者

※以下のものは一級建築士に限ります。

- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造等で延べ面積300㎡、高さ13m、軒高9mを超えるもの。
- ・延べ面積が1,000㎡を超え、かつ階数が2以上のもの。

#### （参考）耐震相談・耐震診断士の紹介

次の電話窓口では、耐震相談、耐震診断士の紹介を行っています。

なお、耐震診断士の紹介を受ける際には、上記の資格を確認してください。

- （社）埼玉建築設計監理協会

電話 048-861-2304 ホームページ <http://www.sekkan.jp/>

- （社）埼玉建築士会

電話 048-861-8221 ホームページ <http://www.ksaitama.or.jp/>

また、これまでに補助金の申請で耐震診断を行ったことのある建築士事務所（市内）は、次のとおりです。（順不同、平成21年度以降）

- 造建築設計事務所（瀬崎2丁目） 電話 048-922-5213
- （株）篠宮工務店（青柳7丁目） 電話 048-936-5520
- やすらぎ介護福祉設計（栄町3丁目） 電話 048-935-4350
- 芳賀工務店（瀬崎1丁目） 電話 048-922-9328
- （株）風間工務店（旭町1丁目） 電話 048-936-5117
- （有）スタッフ・ツーワン（吉町2丁目） 電話 048-936-5117
- （有）創仁ホーム（手代町） 電話 048-920-4726

## 補助金の交付額

### ①木造住宅耐震診断の場合

耐震診断に要した費用の2分の1以内の額または、住戸の戸数に5万円を乗じた額のいずれか少ない額となります。

### ②マンション耐震診断の場合

耐震診断に要した費用の2分の1以内の額または、住戸の戸数に5万円を乗じた額のいずれか少ない額で、100万円を超えない額となります。

※耐震診断に要した費用については、床面積ごとに上限額が定められています。

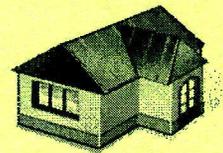
詳しくは、「草加市既存住宅耐震診断補助金交付要綱」をご覧ください。

### ③マンション簡易診断の場合

耐震診断に要した費用の2分の1以内の額で、10万円以内の額となります。

## 申請手続きに関する注意事項

- ・ 申請から交付決定までには、約1～2週間の期間を要しますので、余裕をもって申請してください。交付決定の前に契約、耐震診断を行った場合は、補助金は支払われません。
- ・ 交付決定を受けていても途中で診断を止めた場合や、要綱に違反した場合等は、補助金は支払われません。
- ・ 実績報告は、その年度の3月1日までにを行う必要があります。これを過ぎた場合は、補助金は支払われません。
- ・ 補助金の支払い（振り込み）は、診断終了後となります。



# 申請手続きの流れ



## 1. 補助金の申請

補助を受けようとする方は、建築指導課に申請します。

(申請書類)

- ◆補助金交付申請書(第1号様式)
- ◆案内図・配置図・平面図
- ◆現況写真(内部各階2室、外部2面以上)
- ◆建物の所有、建築時期を証明する書類(建物謄本、建築確認済証)
- ◆耐震診断に要する費用の見積書の写し
- ◆住民票(木造のみ)
- ◆所有者が複数の場合、申請者以外の共有者全員の同意書(木造のみ)
- ◆全戸数の半数以上の住戸に区分所有者が居住していることを証明する書類(マンションのみ)
- ◆耐震診断実施の決議を証明する書類(マンションのみ)
- ◆耐震診断士の資格証等の写し

## 2. 補助金の交付決定

補助の条件に適合している場合、交付決定通知書をお渡しします。

## 3. 耐震診断の実施

交付決定後、耐震診断士と契約し耐震診断を行ってください。

## 4. 実績報告書の提出

耐震診断の完了後、報告書を提出してください。

(提出書類)

- ◆実績報告書(第6号様式)
- ◆耐震診断報告書の写し
- ◆耐震診断の契約書等の写し
- ◆耐震診断の領収書の写し
- ◆公的機関等の判定結果が記載された書類の写し(マンションのみ)

## 5. 補助金の交付額確定

耐震診断が適正に行われている場合、交付確定額通知書をお渡しします。

## 6. 補助金の請求

交付確定後、請求書を提出してください。

(提出書類)

- ◆補助金交付請求書(第8号様式)
- ◆交付額確定通知書の写し
- ◆振込先口座の情報
- ◆振込先の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名が確認できるもの)
- ◆委任状(代理者が受領の場合)

## 7. 補助金の振込

請求書の提出後、約1カ月で口座に振り込まれます。

※耐震改修工事費用の一部を補助する制度もありますので、詳しくは建築指導課までお問い合わせください。

【問い合わせ】 草加市都市整備部建築指導課 ☎048-922-1958 (直通)

【ホームページ】

草加市 耐震補助

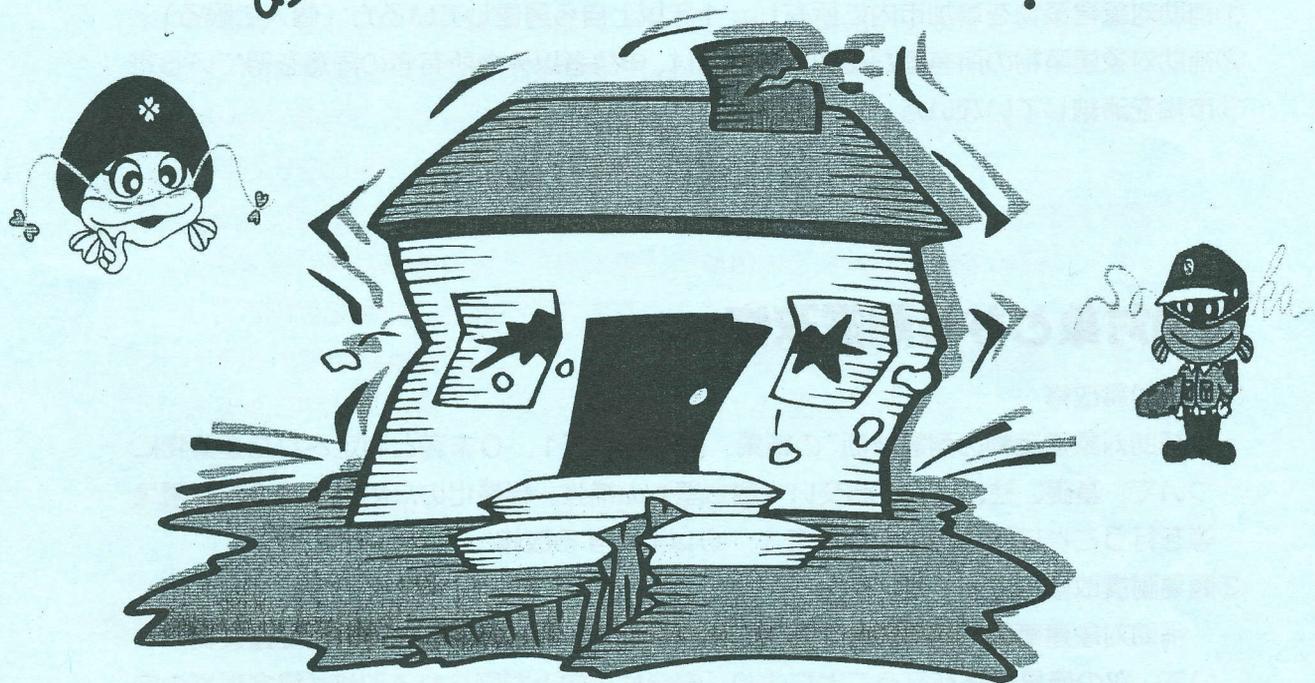
検索

(<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1804/a03/a01/02.html>)

草加市の地震対策 木造住宅の耐震改修補助

# あなたの家の耐震改修工事を支援します！

あなたの家は大丈夫ですか？



## 制度の概要

草加市では、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手した木造住宅について、耐震改修工事の費用の一部を補助しております。

耐震診断の結果、総合評点が1.0未満（大規模地震により倒壊の危険性が高い）と判断された住宅を、総合評点が1.0以上（一応倒壊しない）となる耐震改修工事の費用の一部を補助します。

また、住宅内に安全な空間を確保する耐震シェルターの設置、屋根の軽量化のみを行う改修工事や寝室等の安全な空間の確保のための改修工事についても、改修工事の費用の一部を補助します。

詳しくは、本パンフレット及び「草加市木造住宅耐震改修補助金交付要綱」をご覧ください。

## 補助対象建築物

- ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手した建築物
- ②木造在来工法2階建て以下の一戸建ての住宅、併用住宅又は長屋
- ③都市計画法及び耐震基準以外の建築基準法令に違反していない建築物



## 補助対象者

- ①補助対象建築物を草加市内に所有し、1年以上自ら居住している方（個人に限る）
- ②補助対象建築物の所有者が複数いる場合は、申請者以外の所有者の同意を得ている方
- ③市税を滞納していない方

## 補助対象となる耐震改修

### ①一般耐震改修

補助対象建築物の耐震診断※の結果、総合評点が1.0未満と判定された建築物について、基礎、柱、はり、筋交い（耐力壁）の補強、軽量化のための屋根の葺き替え等を行うことにより、総合評価を1.0以上とする改修

### ②簡易耐震改修

補助対象建築物の耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と判定された建築物について、次の簡易改修を行うことにより、安全性の向上が図られる改修（総合評価の向上は問いません）

- (ア) 倒壊しても安全な空間が確保できる耐震シェルターを内部に設置するもの
- (イ) 屋根の葺き替えを行い、屋根の軽量化が図られるもの
- (ウ) 倒壊しても安全な空間の確保が見込める寝室等の補強、その他これに類する補強で同等以上の効果が見込めるもの

※耐震診断の方法は、(財)日本防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断又は精密診断で行う必要があります。

また、耐震診断を行う「耐震診断士」には、次の資格（全て）が必要です。

- ・一級建築士、二級建築士、木造建築士のいずれかの資格を有する者
- ・建築士事務所（建築士法第23条の規定による）に属する者
- ・都道府県等が実施する耐震診断講習会の受講を修了した者、又は都道府県や市町村の耐震診断資格者名簿に登録された者

## 補助金の交付額

### ①一般耐震改修の場合

改修に要した費用の23%に相当する額で、30万円を限度とした額となります。ただし、次の特例割増し<sup>\*1</sup>利用した場合は、最高55万円の補助を受けられます。

※注1 特例割増しとは？

(ア) 現在、改修を行うと、改修に要した費用の2.5%に相当する額で、5万円を限度に割増しします。

(イ) 補助対象者が65歳以上の方は、20万円を限度に割増しします。

### ②簡易耐震改修の場合

(ア) 耐震シェルターを設置する場合、改修に要した費用の23%に相当する額で、20万円を限度とした額となります。

(イ) 屋根の葺き替えを行う場合、改修に要した費用の23%に相当する額で、20万円を限度とした額となります。

(ウ) 安全な空間の確保が見込める寝室等の補強、その他これに類する補強で同等以上の効果が見込める場合、改修に要した費用の23%に相当する額で、10万円を限度とした額となります。

(エ) (ア)～(ウ)の改修のうち、2つ以上の改修を行う場合、改修に要した費用の23%に相当する額で、20万円を限度とした額となります。

※補助金交付額の総額は、予算の定める額を限度とします。

## 申請手続きに関する注意事項

- ・ 申請から交付決定までには、約2～3週間の期間を要しますので、余裕をもって申請してください。交付決定の前に契約、耐震改修工事を行った場合は、補助金は支払われません。
- ・ 交付決定を受けていても途中で工事を止めた場合や、要綱に違反した場合等は、補助金は支払われません。
- ・ 実績報告は、その年度の3月1日までにを行う必要があります。これを過ぎた場合は、補助金は支払われません。
- ・ 補助金の支払い（振り込み）は、診断終了後となります。
- ・ 耐震改修を目的としない工事（リフォーム等）は、補助の対象とはなりません。
- ・ 耐震改修工事ができる施工者は、建設業法に規定する建設業登録業者又は草加市小規模契約希望者登録をしている者です。（別紙参照）

# 申請手続きの流れ

※申請できるのは、耐震診断の結果、総合評定が1.0未満である住宅に限ります。

## 1. 補助金の申請

補助を受けようとする方は、建築指導課に申請します。

(申請書類)

- ◆補助金交付申請書(第1号様式)
- ◆案内図・配置図・平面図
- ◆現況写真(内部各階2室、外部2面以上)
- ◆住民票
- ◆建物謄本、建築確認済証(建物の所有、建築時期を証明するもの)
- ◆所有者が複数の場合、申請者以外の共有者全員の同意書
- ◆耐震診断の結果を示す書類(補強前、補強後)
- ◆耐震改修工事計画図面
- ◆耐震改修工事見積書
- ◆耐震診断士の資格証等の写し
- ◆建設業許可書の写し又は小規模契約希望者登録受付票の写し



## 2. 補助金の交付決定

補助の条件に適合している場合、交付決定通知書をお渡しします。

## 3. 耐震改修工事の実施

交付決定後、工事施工者と契約し工事を行ってください。

## 4. 実績報告書の提出

耐震改修工事の完了後、報告書を提出してください。

(提出書類)

- ◆実績報告書(第6号様式)
- ◆耐震改修工事の写真(施工前・施工中・施工後)
- ◆耐震改修工事費用の内訳書
- ◆耐震改修工事請負契約書の写し
- ◆耐震改修工事施工図面

## 5. 補助金の交付額確定

耐震改修工事が適正に行われている場合、交付確定額通知書をお渡しします。

## 6. 補助金の請求

交付確定後、請求書を提出してください。

(提出書類)

- ◆補助金交付請求書(第8号様式)
- ◆交付額確定通知書の写し
- ◆振込先口座の情報
- ◆振込先の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名が確認できるもの)
- ◆委任状(代理者が受領の場合)

## 7. 補助金の振込

請求書の提出後、約1カ月で口座に振り込まれます。

※耐震診断費用の一部を補助する制度もありますので、詳しくは建築指導課までお問い合わせください。

【問い合わせ】 草加市都市整備部建築指導課 ☎048-922-1958 (直通)

【ホームページ】

草加市 耐震補助

検索

(<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1804/a03/a01/03.html>)

## 交付要綱による耐震改修工事施工者について

耐震改修工事ができる施工者は、次の①又は②に該当する者の場合に限りです。

- ①建設業法に規定する建設業登録業者
- ②草加市小規模契約希望者登録をしている者

①のうち、草加市入札参加資格者名簿に登録されている事業者（建築工事業）は、（表1）のとおりです。  
 なお、（表1）に掲載されていない事業者でも、建設業（建築工事業）登録されていれば、耐震改修工事が可能です。  
 また、②のうち、（大工工事）の登録があるのは、（表2）のとおりです。  
 補助制度を利用し、耐震改修をお考えの際には参考としてください。

（表1）建設業法に規定する建設業登録業者  
 （草加市入札参加資格者、建築工事業）

業者名称	所在地	電話番号
(株) 彩光建設	高砂2丁目	928-4312
(株) 小櫃建設	手代町	924-3241
(株) 松江建設工業	松江2丁目	935-0454
(株) 高橋工務店	八幡町	931-6349
(株) 大熊建設	吉町4丁目	922-4849
(株) 英美建設	西町	929-7755
(株) リアルウッド	長栄町	943-5000
吉岡工務店	新里町	925-2984
(株) 篠宮工務店	青柳7丁目	936-5520
笹沼建設(株)	瀬崎3丁目	928-0759
(株) 三成建設	清門町	942-5053
(株) 白石建設	清門町	941-3228
ムサン建設工業(株)	吉町5丁目	928-3100
(有) 大和工務店	新里町	925-1349
(株) 誠環	八幡町	935-5887
富士建設工業(株)	瀬崎3丁目	927-7677
ナガヤス工業(株)	青柳8丁目	933-3711
大一工業(株)	西町	925-5310
(株) エスケー	谷塚上町	922-6336
(有) 仙成	谷塚上町	925-1208
TOUBU コーポレーション(株)	高砂2丁目	928-7711
リベステ(株)	金明町	944-1849

※平成24年4月1日現在

※掲載は順不同

※平成23、24年度に登録のあった登録業者  
 （平成25年3月31日まで有効）

（表2）草加市小規模契約希望者登録をしている者  
 （大工工事）

業者名称	所在地	電話番号
(有) 清水工務店	金明町	936-7216
小林工務店	両新田東町	925-5215
(有) 成和建設工業	松原5丁目	943-0253
(有) 吉田工務店	松江2丁目	931-9425
(株) 石井工務店	西町	924-1413
天野工務店	弁天1丁目	931-1837
祐工商事(株)	氷川町	931-7654
(有) 福田住建	谷塚町	925-6777
(株) 風間工務店	旭町1丁目	924-1100
芳賀工務店	瀬崎1丁目	922-9328

※平成24年3月29日現在

※掲載は順不同

※平成24、25年度に登録のあった登録業者  
 （平成26年3月31日まで有効）

## 主な耐震補強としては、次の方法があります（参考）

### ◆壁の補強

柱やはりだけでは、地震の力に抵抗できません。筋交いや構造用合板を柱・土台・はり等に釘などで接合してください。窓などの開口部が多いほど地震に対して弱くなります。開口部を減らし、筋交いや構造用合板で補強された壁を増やしたり、隅部を壁にすると一層効果的です。



### ◆基礎の補強

基礎の役割は、建物の荷重を地盤に伝えることです。コンクリートの基礎に亀裂やひび割れがあると大地震時に崩壊し、それによって建物が倒壊する一因となることがあります。鉄筋コンクリート造の布基礎を新たに打ち直すことが不可能な場合には、既存の基礎に鉄筋コンクリート造の布基礎を抱き合わせて補強します。

### ◆屋根の軽量化

建物の上部は、軽い方が地震時に有利となります。屋根が瓦などの重いもので葺いているものをスレートや金属板葺きなどの軽いものに変更すると有効です。

### ◆接合部の金物補強

柱・はり・土台などの接合部が折れたり抜けたりしないように、専用の金物や釘などで補強します。

### ◆水平構面の補強

吹き抜けなどについて、床の剛性・耐力を確保するために、火打ちばりなどで面内剛性を確保します。



### ◆耐震シェルターの設置

建物内の一室を改修し、大地震によってつぶれない空間を確保します。

## ★注意★

「無料で耐震診断します」などと業者が直接訪問や電話・チラシ等で勧誘し、その後「工事をしないと危険」などと危機感をあおって、高額または不要な工事契約を迫る、いわゆる「点検商法」の被害が報告されています。不審に感じたら、冷静かつ慎重に毅然とした対応をとるようにしてください。

**耐震診断・改修工事の  
トラブルにご注意下さい**



# あなたの家の無料簡易耐震診断実施中



※写真は、新潟県中越地震のものです。

## ◆ 地震はいつ起きるかわかりません！

近年、我が国では各地で地震が起きており、甚大な被害が発生しております。平成7年1月の兵庫県南部地震では、住宅や建築物の倒壊により多くの人命が奪われました。

また、平成16年10月の新潟県中越地震でも、公共施設や住宅に多大な被害が発生しました。

今後、首都圏においてマグニチュード7程度の地震発生確率は、10年以内で30%程度、

50年以内で90%程度の確率で発生すると予想されています。



※写真は、新潟県中越地震のものです。

## ◆ あなたの家は大丈夫ですか？

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（マグニチュード7.2）では、昭和56年以前に建築された建築物に大きな被害がありました。

これらの被害を最小限にとどめるためには、住宅の耐震性確保が重要です。住まいの耐震性確保には、適切な位置に壁・筋かい（柱間に入れる斜材）、接合部に金物を設ける等の耐震改修・補強工事を行う必要がありますが、その前に、自分の家にどの程度の耐震性があるかを知ることが大切です。

## ◆ まずは耐震診断！！

草加市では、木造住宅を対象に簡易な耐震診断を無料で行っていきます。（パソコンソフトを利用した簡易な診断ですので、現地確認はいたしません） 詳細は下記をご覧ください。

### ◆ 簡易耐震診断の申込み

- 受付窓口 草加市役所 第二庁舎1階 建築指導課（土・日、祝日、年末年始を除く）  
※あらかじめ電話での予約をお願いします。
- 対象建築物 1～2階建ての木造住宅で延べ面積300㎡以下（工業化住宅を除く）
- 申込みに必要なもの 簡易耐震診断申込み書・確認済証（建築確認通知書）または、1・2階平面図  
※平面図等の書類が無い場合は、事前にご相談ください。  
※申込み書は、各公民館・各サービスセンター・各コミュニティセンター等で配布しているほか、建築指導課ホームページからダウンロードできます。

- ◆ 診断には、3～5日程度のお時間を頂きます。診断結果は、直接窓口にお越しただいて、報告します。

- 問い合わせ先 草加市都市整備部建築指導課 電話 048-922-1958